

# 在福宮崎県人会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、在福宮崎県人会（以下「本会」という。）と称する。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と本会の諸活動を通じて、宮崎県の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

(1) 会員交流事業

- ①会員相互の親睦を図るため在福宮崎県人祭の開催
- ②在福宮経会と連携し経営者との交流会の開催
- ③講演会の開催等

(2) 宮崎県との交流事業

会員に対して、宮崎県が行う事業及び行事などの紹介、及び参加の呼びかけ等

(3) 宮崎県出身学生の支援事業

(4) 会員拡大活動

広報活動 ホームページの作成、地域会・同窓会との連携等

(5) その他本会の目的達成のために必要な事業

(委員会)

第4条 本会は、第3条に基づき、次の委員会を設置する。委員長は、役員から選出する。

(1) 在福宮崎県人祭実行委員会

①在福宮崎県人祭の企画・実行

②在福宮崎県人祭実行委員会は、宮崎銀行 福岡支店内に置く。

(2) 交流委員会

(3) 会員拡大委員会

(事務局)

第5条 本会の事務局を下記に置く。

福岡市中央区天神2丁目14番8号

福岡天神センタービル16階

総合メディカル株式会社内

第6条 事務局は、本会の次の会務を処理する。

- (1) 総会、理事会、幹事会等の資料の取りまとめ及び議事録等の作成
  - (2) 会員名簿等の維持管理
  - (3) 役員等の調整連絡総括
  - (4) ホームページの作成と維持管理
  - (5) 予算・決算の取りまとめ及び会計監査関連業務
  - (6) 本会に関する入出金(会費・経費等)の管理
  - (7) 会計報告及び預金・現金管理
  - (8) その他本会の事務管理全般
- 2 事務局に事務局長を置き、理事がこれを兼ねる。

### 第3章 会員

(会員の構成)

第7条 本会の会員は、宮崎県を愛する宮崎県出身者及びその縁故者・宮崎県にゆかりのある人で福岡市及びその周辺に居住し、かつ入会を希望するものとする。

- 2 前項に基づく会員の構成は、次のとおりとする。
  - (1) 一般会員は、目的に賛同する者(年会費無料)
  - (2) 賛助会員は、本会を支援する個人及び法人(個人会員年会費：一口1千円以上、法人会員年会費：1万円以上)
- 3 前項は、本会に入会するとき、入会申込書により届けなければならない。

### 第4章 役員等

(役員)

第8条 本会には、次の役員を置き会務を運営する。

- (1) 名誉会長
- (2) 会長
- (3) 副会長
- (4) 事務局長
- (5) 幹事長
- (6) 理事
- (7) 監事
- (8) 顧問

(役員職務)

第9条 本会の役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 名誉会長は、会長歴任者とし、本会の運営について理事会で意見を申し述べ、または諮問する。
- (2) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (4) 事務局長は、本会の事務全般（会計を含む。）を処理し、本会の健全な運営に当たる。
- (5) 幹事長は、幹事を任命し、理事会の決定に従い会務を執行する。
- (6) 理事は、会長の命を受けて会務を司る。
- (7) 監事は、本会の会計及び財産並びに業務を監査する。
- (8) 顧問は会長を除く役員歴任者で、本会の運営について理事会で意見を申し述べる。

(役員選出・承認)

第10条 本会の役員は、次のとおり選出・承認する

- (1) 理事が推薦
- (2) 前号により理事会にて選出・承認
- (3) 総会にて報告
- (4) 会長、副会長、事務局長、幹事長は理事を兼ねることとし、会長、副会長、事務局長、幹事長は理事の互選にて選出する

(役員任期)

第11条 本会の役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

任期中途において就任した役員任期は、他の役員残存期間と同一とする。

## 第5章 会議

(会議)

第12条 本会の会議は、次のとおりとする。（別紙在福宮崎県人会構成図参照）

- (1) 総会
  - (2) 理事会
  - (3) 幹事会
- 2 総会は、必要に応じて会長が召集する。
- (1) 総会は、次の事項を報告する。
    - ①事業計画及び事業経過に関する事項
    - ②役員選出に関する事項
    - ③予算及び決算に関する事項
    - ④会則の改廃に関する事項

- ⑤その他会長が必要と認めた事項
- (2) 前号の報告は、会員に報告書形式で連絡し、総会開催に替えることができる。
- 3 理事会は、次のとおりとする。
  - (1) 理事会の構成員は、次の役員とする。
    - ① 会長
    - ② 副会長
    - ③ 事務局長
    - ④ 幹事長
    - ⑤ 理事
    - ⑥ 監事
  - (2) 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
  - (3) 理事会は、会長が議長となって、次の事項を審議する。
    - ①役員の選出・委嘱
    - ②事業計画及び事業経過報告
    - ③予算及び決算
    - ④委員会の委員長の選出
    - ⑤会則の改廃
    - ⑥その他会長が必要と認めた事項
  - (4) 理事会は、役員の過半数以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数をもって決定する。
- 4 幹事会は、次のとおりとする。
  - (1) 幹事会の構成員
    - ①幹事長
    - ②各委員会委員長
    - ③事務局長
    - ④幹事
  - (2) 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、その議長となって本会の運営に関するすべての事項について協議する。

## 第6章 会計

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

2 毎会計年度の剰余金は、翌会計年度に繰り越すものとする。

(予算)

第14条 本会の収支予算は、理事会の承認を受けなければならない。

(決算)

第15条 本会の収支決算は、年度終了後速やかに、当該年度における次の書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 収支決算書

(運営費)

第16条 本会の運営費は、次の収入によって賄う。

- (1) 賛助会員（個人及び法人）の年会費
- (2) 寄付金、その他

(特別会計)

第17条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、特別会計を設けることができる。

- 2 特別会計の剰余金は、本会計に繰り入れる。
- 3 在福宮崎県人祭は、特別会計で処理・執行する。

## 第7章 補足

(退会)

第18条 本会の名誉を著しく毀損したり、本会則の趣旨に違反する行為をする者がいる場合は理事会に諮り退会させることができる。

(その他)

第19条 本会則に定めのないものは、理事会にて処理するものとする。

### 附 則

制定	昭和42年	9月	1日	同日施行	
改正	平成15年	9月	一日	同日施行	第5条役員数の制限
改正	平成22年	9月	24日	同日施行	全面改正
改正	平成24年	4月	16日	同日施行	第8条、9条名誉会長、顧問の職務 第10条役員を選出・承認

別 紙

# 在福宮崎県人会構成図

